

精密工学会九州支部功労賞 規程

第1章 総 則

第1条 精密工学会九州支部に、精密工学会九州支部功労賞を設ける（以下、功労賞という）。

第2条 功労賞は、支部の活動に多大な貢献をし、支部の発展に顕著な功労のあった支部の会員に対して、その努力と功労に報いるために贈賞する。

第3条 授賞の資格は、次の全てを満たすこと。

(1) 支部活動の活性化に多大の貢献のあった九州支部の会員。

(2) 過去にこの賞を受けていない会員。

第4条 功労賞は原則として記念支部総会講演会の年（5年または10年周期）に贈賞する。
特別に功労賞を贈賞する際は、この限りではない。

第2章 審査委員会

第5条 本支部に精密工学会九州支部審査委員会（以下「審査委員会」という）をおく。

第6条 審査委員会委員長は精密工学会九州支部長がこれにあたる。

第7条 審査委員は審査委員長が依頼したものがこれにあたる。

第8条 審査委員が受賞候補者となる場合は、その審査には加わず、他の候補者の選考のみ行う。

第9条 審査委員長は、九州支部総会に先立って商議員会に審査結果を報告する。

第3章 受賞者の決定

第10条 商議員会は、審査委員会委員長の報告を受け、受賞者を決定する。

第4章 表 彰

第11条 贈賞は原則として九州支部総会で行うこととする。

第12条 賞は賞状および記念品とする。

1993年11月2日制定

2013年4月19日改定